

えがお

**基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり**

**政策 参画と協働による地域社会づくり**

**目指す方向**

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、NPO等や地域住民、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

**施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり**

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

**施策19 男女共同参画社会づくり**

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

**施策20 人権が尊重される社会づくり**

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい



## 施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり

### 目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	325 法人 (うち認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450 法人 (うち認定NPO法人 現状より増加)
愛媛ボランティアネット会員登録数	2,956 会員 (平成22年度)	3,600 会員
地域づくり団体数(人口1万人当たり) (地域づくり団体全国協議会に登録している団体数)	1.73 団体 (平成22年度)	4.0 団体

### 現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、就業形態や生活形態は大きく変化し、県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは、全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、NPO等の地域で活動する公益的な組織が、新しい公共の担い手として注目されています。

### 取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、地域で活動する多様な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

### 主な取組み

#### 1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を体験してもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働推進リーダーを養成するなど、職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPO等と行政との協働推進体制の強化を図ります。

#### 2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

### **3 個性あふれる地域づくり**

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

## 施策19 男女共同参画社会づくり

### 目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県審議会等における女性委員の割合	41.4% (平成23年度)	40%以上
「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	66.4% (平成21年度)	100%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	39.5% (平成22年度)	39.5%以上

### 現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「男性は仕事、女性は家庭」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力が社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

### 取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

また、あらゆる暴力(身体的、性的、心理的暴力等)の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組むとともに、女性の就業・起業を支援します。

### 主な取組み

#### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

#### 2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

#### 3 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者に対する相談・保護体制を充実するとともに、メディアにおける性・暴力表現について、人権に配慮した自主的取組みを促進します。

#### 4 女性の就業・起業支援

えひめ女性のチャレンジ支援サイトを活用した情報提供等により、退職した女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性が将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を活かせる主体的な進路選択を促進します。

## 施策20 人権が尊重される社会づくり

### 目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,182人 (平成22年度)	3,000人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,418人 (平成22年度)	1,800人

### 現状と課題

私たちの周りには、女性や子ども、高齢者、障害者への人権侵害や同和問題など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、新たな問題も発生しており、人権課題は複雑多様化しています。

このため、新たな人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

### 取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

### 主な取組み

#### 1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するなど、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に講演会や広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

#### 2 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

### **3 重要課題への取組み強化**

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。



**政策 支え合う福祉社会づくり****目指す方向**

高齢者や障害者を含め、誰もが個性を發揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒にあって不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

**施策2 1 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現**

目標 高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

**施策2 2 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり**

目標 障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

**施策2 3 地域福祉を支える環境づくり**

目標 もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい



## 施策 2 1 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

### 目標

高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
寝たきり高齢者出現率	5.61% (平成 23 年度)	6.15%以下
要介護認定を受けていない人の割合	80.09% (平成 23 年度)	79.36%以上
訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	72.51% (平成 23 年度)	73.50%以上
県内老人クラブ会員数	101,225 人 (平成 23 年度)	102,000 人

### 現状と課題

本県でも、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど一層の高齢化が進み、高齢者人口がピークを迎える平成 32 年には、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

このように高齢化が進展する中で社会の活力を維持するためには、安心して利用できる介護サービスの確保、特に、認知症高齢者の増加、要介護度の重度化などへの対応が課題となっています。

また、核家族化の進展や地域コミュニティの弱体化などの様々な要因により、社会から孤立する高齢者は増加するおそれがあり、地域社会の崩壊を象徴する孤独死や高齢者虐待に対する行政的的確な対策が求められています。

### 取組みの方向

高齢者が能力に応じ自立し、健康で活動的な生活を送ることができるよう、高齢者の知識や経験を活かせるフィールドづくりを推進し、生きがいづくり等にも通じる社会参加を促進します。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進め、地域全体で高齢者を支える社会づくりを推進します。

さらに、地域ごとのニーズに即したサービス提供や公平・公正な要介護認定など、安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供に向けた取組みを強化します。

### 主な取組み

#### 1 健康で活動的な高齢者による長寿社会づくり

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取組みを推進し、特に、増加が予想される高齢者の認知症の予防と早期発見に努めるほか、地域における支援体制の構築や認知症疾患医療センターの整備など、保健・医療・福祉の連携体制を整備して、質の高い認知症ケアの提供に努めます。

さらに、各種セミナーの開催等にも取り組み、高齢者が住み慣れた地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる長寿社会づくりを支援します。

#### 2 地域で共に生き、支え合う社会づくり

市町と連携しながら、医療、介護、予防や生活支援などの必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に取り組みます。

また、住民参加型のケア体制を確立するため、県在宅介護研修センターにおいて実践的な研修を実施するほか、高齢者の社会的な孤立を防ぐため、近隣住民やボランティア、民間事業者などの地域の多様な主体による重層的な見守りサービス等、災害時の要援護者支援や高齢者の虐待防止にも効果的に機能する地域社会づくりに向けた取組みを支援します。

### **3 安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供**

利用者のニーズに応じた介護サービスの提供や、安全・安心に配慮した施設の計画的な整備はもとより、介護保険制度の信頼感を高めるため、市町と連携しながら介護給付の適正化を強力に推進するほか、医師及び介護従事者等に対する研修や、県在宅介護研修センター等における介護ボランティア等への研修を実施します。

### **4 高齢者の豊かな経験や知識を活かすことができる社会づくり**

積み重ねてきた豊かな経験や知識を活かしたい高齢者が、世代間で助け合い支え合いを進めながら、子育て支援をはじめとする様々な地域活動の重要な担い手として活躍することができる社会づくりを進めます。

## 施策 2.2 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

### 目標

障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	263 人(11.6%) (平成 22 年度)	平成 23 年度中に策定する第 3 期県障害福祉計画に基づき設定
障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	302 人 (平成 22 年度)	530 人
民間企業における障害者雇用率	1.69% (平成 22 年度)	1.80%

### 現状と課題

県内では、身体・知的・精神などに障害のある者が増加するとともに、障害の重度化や重複化、障害者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化する傾向にあり、また、発達障害や高次脳機能障害など、複雑多様化する障害に対する総合的な支援も求められています。

加えて、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備をはじめとする制度改革に対応するため、障害福祉サービスのさらなる充実と地域基盤の整備が急務となっており、障害者が、その人らしく暮らしながら社会参加できる環境整備を関係機関と連携して総合的に支援する必要があります。

### 取組みの方向

障害者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供及び提供体制の充実を図るとともに、障害者の虐待防止をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

### 主な取組み

#### 1 障害者が自立できる地域社会づくり

地域自立支援協議会を核とする相談・支援機能を強化・拡充するとともに、相談支援事業者を対象とした各種研修の充実や、障害者虐待防止対策を講じるなど、障害者の自立に向け、質の高い障害福祉サービスを提供できる人材育成、環境整備に努めます。

また、障害者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、活動を支援するボランティアの確保や、地域住民への理解を深める普及啓発活動を推進するとともに、障害の特性にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

#### 2 障害者の社会参加

障害者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障害に対する幅広い理解促進に努めるほか、障害者の性別や年齢、障害の状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育の実施、また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができる、障害者の生きがいがいづくりにもつながる施設や環境の整備を推進します。

特に、スポーツを通じた障害者の社会参加意欲を高めるため、平成 29 年度に本県で開催予定の「全国障害者スポーツ大会」に向け、人材育成や競技力向上などの諸準備を進めます。

### **3 障害者の就労支援**

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障害者への援助者の派遣や障害者の態様に応じた職業訓練の実施など、きめ細かな職業相談・職業訓練・職業紹介及び職場定着支援を推進します。

また、事業主には、障害者雇用への理解を求めるほか、実績のない企業等にとって障害者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障害者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障害者の経済的自立を支援します。

## 施策 2.3 地域福祉を支える環境づくり

### 目標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
社会福祉施設等従事者数	6,738 人 (平成 21 年度)	6,800 人
民生児童委員 1 人当たりの平均相談・支援件数	33 件 / 人 (平成 21 年度)	34 件 / 人

### 現状と課題

急速な少子化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっています。

様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けられるようにするためには、人材の育成・定着化の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

### 取組みの方向

生活保護受給者に対する就労支援やホームレス等貧困・困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築に加え、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

### 主な取組み

#### 1 地域で活躍する人材の育成

地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

#### 2 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着化を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

#### 3 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

#### **4 福祉コミュニティへの参画促進**

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。



えがお

**基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり**

**政策 健康づくりと医療体制の充実**

**目指す方向**

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

**施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり**

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

**施策25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実**

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

**施策26 救急医療体制の充実**

目標 どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい



## 施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり

### 目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	男性 110人 女性 60人 (平成21年)	男性 102人 女性 56人 (平成26年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 18.1% 女性 8.7% (平成22年)	男性 16.0%以下 女性 7.0%以下 (平成26年)
難病患者(130疾患)のうち相談等の支援を受けている割合	43.0% (平成22年度)	70.0%

### 現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約3割(平成21年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

加えて、自殺者数は減少傾向にあるものの、年間300人前後で推移し、うつ病などの精神疾患患者数も増加する中、心の健康を維持増進するための取組みが重要性を増しています。

### 取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化します。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進します。

### 主な取組み

#### 1 県民参加型の健康づくり

栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ(喫煙)など、重点テーマを定めて健康づくりキャンペーンを実施するなど、県民参加型の健康づくり運動を展開し、県民一人ひとりの健康に対する意識を高めます。

特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージにあった食育を推進します。

## 2 生活習慣病に対する自発的取組みの促進

健康的な生活習慣を身に付けるため、積極的な情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

## 3 歯と口腔の健康づくり

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

## 4 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活を送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

## 5 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組みます。

## 施策25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

### 目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	234.3人 (平成20年度)	255.6人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	57人 (平成23年度)	115人
県内の医薬分業率	42.2% (平成21年度)	60.0%

### 現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面しており、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じて、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

### 取組みの方向

愛媛大学や関係機関等と連携して、医師確保対策を強力に推進するとともに、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

また、限られた医療資源を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能な医療制度の確立に努めるとともに、県民誰もが、一貫した治療方針の下、適切な医療を不安なく受診できる地域医療提供体制の整備を推進します。

### 主な取組み

#### 1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築します。

併せて、医療従事者の離職防止と復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営を支援するとともに、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備に努めます。

#### 2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

### **3 切れ目のない医療提供体制の整備**

初期医療から、入院を主体とする二次医療、高度・特殊・専門的な医療を担う三次医療に至るまで、重層的な医療提供体制の整備を推進するとともに、医療連携の円滑化や診療の継続性の確保、効率化が期待される地域連携クリティカルパスや電子カルテ等の普及を強力に推進し、安心して質の高い医療が受けられる医療連携体制の整備を図ります。

また、県内全ての二次医療圏における地域医療支援病院の整備等を推進するとともに、患者一人ひとりの在宅医療をサポートする体制の強化を図るなど、切れ目のない地域医療の提供に努めます。

### **4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現**

建替え中の県立中央病院は、県民医療の基幹病院として、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの機能の充実と集約により県内全域をカバーするとともに、屋上ヘリポートを整備するなど災害基幹拠点病院としての機能充実を図ります。

また、それぞれの県立病院が県内地域医療の核として、一般医療の確保や二次・三次の救急医療の提供はもとより、がん疾患等の高度医療や骨髄移植等の特殊医療などの高度先進医療の提供に努めるとともに、地域に不足する医療の補完や医療レベルの確保を図るなど、県民医療の確保とさらなる質の向上に努めます。

### **5 医薬品等の安全対策**

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、薬事法等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

## 施策 2.6 救急医療体制の充実

### 目標

どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
救急患者の管外搬送率	14.3% (平成 22 年度)	14.0%
救急隊の救急救命士運用率	77.2% (平成 22 年度)	90.0%
二次救急医療機関の耐震化率	43.3% (平成 21 年度)	80.0% (平成 27 年度)

### 現状と課題

過疎化の進展に伴う病院数の減少や、近年の医師不足等により、救急医療サービスに地域間格差が生じています。

また、救急出動件数や搬送人員数が増加し、救急搬送において医療機関収容までに要する時間が増加する傾向に加え、安易な時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）の増加により、救急医療現場の疲弊が進むなど、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれが増大しています。

加えて、南海地震や伊方原子力発電所の事故などにより、通常の医療体制が十分に機能しない不測の事態においても、適切かつ迅速に対応できる災害医療体制を整備するとともに、救急医療に関する正しい知識に基づいて適切な行動をとることができる人材の育成を推進する必要があります。

### 取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が受診できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図ります。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

### 主な取組み

#### 1 重層的な救急医療の提供

市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うなど、広域的な救急搬送体制の確立に努めます。

また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑に機能する救急医療体制を構築します。

#### 2 救急搬送体制の充実

救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を促進するなど、救急搬送体制の充実を図ります。

#### 3 災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努めます。

特に、災害時における多数傷病者の受入れを想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努めます。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図ります。

#### **4 災害拠点病院の機能強化**

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努めます。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組みます。

#### **5 救命救急時における県民行動力の強化**

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したAEDの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努めます。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図ります。



えがお

**基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり**

**政策 快適で魅力あるまちづくり**

**目指す方向**

やすらぎのある緑豊かな住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

**施策27 快適な暮らし空間の実現**

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

**施策28 ICT環境の整備**

目標 パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい



## 施策 2.7 快適な暮らし空間の実現

### 目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
街路整備密度	1.36 km/km <sup>2</sup> (平成 21 年度)	1.45 km/km <sup>2</sup>
景観計画策定数	5 件 (平成 22 年度)	20 件
県営都市公園の利用者数	2,984 千人 (平成 22 年度)	3,040 千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	71.4% (平成 20 年度)	80.0%

### 現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

全国一律の基準によるまちづくりへの反省から、本県では、全ての市町が景観行政団体となっており、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

### 取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR 松山駅付近連続立体交差事業を始め、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

### 主な取組み

#### 1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を活かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

#### 2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

### **3 良質な住宅の維持・確保**

既存の県営住宅を計画的に改善・建替えることにより、高齢者や障害者等に配慮した良質な公的住宅ストックの形成に努めるとともに、民間住宅の耐震化を促進するなど、良質な住宅の維持・確保を図ります。

### **4 JR松山駅周辺における都市整備**

JR松山駅付近において、鉄道と道路との立体交差化により踏切をなくし、交通混雑や踏切事故を解消します。

また、駅周辺が陸の玄関口にふさわしい魅力ある姿になるように松山市が行う土地区画整理事業、関連街路事業と一体的な市街地整備を行い、都市機能の充実した都心の形成を景観にも配慮しながら推進します。

## 施策28 ICT環境の整備

### 目標

パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
ブロードバンド契約の世帯普及率	50.7% (平成22年度)	90.0%
法人二税の電子申告率	34.66% (平成22年度)	60.00%

### 現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、99.9%の世帯でブロードバンド利用が可能となりましたが、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差の解消が課題になっています。

一方で、実際にブロードバンドを利用している世帯は50.7%にとどまり、整備された高度情報通信基盤の利活用が遅れています。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、利活用を推進する人材育成及び県民生活や地域活性化に役立つ新たなサービスの提供が求められています。

### 取組みの方向

インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、地域でのICT利活用を支援する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療福祉や防災防犯、産業、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

### 主な取組み

#### 1 高度情報通信基盤の整備

ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、超高速ブロードバンドサービスやクラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保に不可欠な携帯電話等の不通話地域を解消するため、携帯電話等のエリア整備を促進し、地域の情報化を推進します。

#### 2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用の普及促進を支援する人材を育成するセミナー等を開催するとともに、受講者の活発な活動につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

#### 3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療や電子カルテ等による効率的な医療サービスなど、ICTの特長を活かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

#### 4 県民本位の効率的な電子行政の実現

県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ICTを活用して便利で安全に行えるなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、各行政機関が連携した情報システムの構築や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の高度化を図ります。

えがお

**基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり**

**政策 安全・安心な暮らしづくり**

**目指す方向**

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、警察活動の基盤や原子力発電所の安全・防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

**施策29 消費者の安全確保と生活衛生の向上**

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

**施策30 水資源の確保と節水型社会づくり**

目標 水不足の不安を解消したい

**施策31 交通安全対策の推進**

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

**施策32 犯罪の起きにくい社会づくり**

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

**施策33 原子力発電所の安全・防災対策の強化**

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい





## 施策 2 9 消費者の安全確保と生活衛生の向上

### 目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
県消費生活センターにおける相談解決率 (解決には助言、情報提供を含む)	99.8% (平成 22 年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	41 件 (平成 22 年度)	40 件以下
生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成 状況	100% (平成 22 年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適 正な食品表示の割合	20.0% (平成 22 年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口 10 万人当たりの発生件数、全国平均を 1.0 とする)	1.02 (平成 22 年度)	1.00 以下

### 現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、高齢者や若者を中心に架空請求やキャッチセールスをはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、食品偽装表示や輸入農産物の残留農薬問題、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の全国的な発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

さらに、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、ペット等の迷惑防止のため、飼主への適正飼養に関する普及啓発等の強化が必要です。

### 取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導等に努め、食に対する県民の不安解消を図ります。

また、生活衛生施設を安心して利用できる状態に保つとともに、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

### 主な取組み

#### 1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障害者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実に努めるとともに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

#### 2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解を深めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、近年、問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図り、家畜伝染病等の発生防止に取り組むとともに、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施、食品表示ウォッチャーによる食品表示の適正化に努めます。

さらに、事業者の自主衛生管理水準の向上を図るため、愛媛県HACCP制度の導入促進と、消費者への理解促進・認知度向上に取り組めます。

### **3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理**

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携し衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任を周知徹底するとともに、関係機関と連携・協力して動物由来感染症の防止等に取り組めます。

## 施策30 水資源の確保と節水型社会づくり

### 目標

水不足の不安を解消したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
上水道・簡易水道の断水の回数	0回 (平成22年度)	0回
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

### 現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

### 取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、さらなる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

### 主な取組み

#### 1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

#### 2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

#### 3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。



## 施策 3 1 交通安全対策の推進

### 目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
交通事故発生件数	8,188 件 (平成 22 年)	7,041 件 (平成 26 年)
交通事故死者数	64 人 (平成 22 年)	55 人 (平成 26 年)
交通事故死傷者数	9,792 人 (平成 22 年)	8,630 人 (平成 26 年)
市街地における歩道等の整備率	68.8% (平成 21 年度)	73.4%

### 現状と課題

本県の交通事故発生件数は平成 17 年から、交通事故死者数は平成 18 年から減少傾向となっておりますが、いまだに多くの方々が交通事故の犠牲になったり、後遺症で苦しんだりしています。

本県では、交通事故死者の多くを高齢者が占めており、全国平均に比べて高い割合となっております。

また、子どもから高齢者まで、気軽に利用できる自転車に関わる交通事故が、年間 1 千件以上発生しており、今後も関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみ運動として取り組む各種対策が求められています。

### 取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、交通事故多発地点等の道路・施設等を歩行者、運転者双方の視点から改善し、安全・安心な交通環境の整備を図るとともに、関係機関・団体等が協力して広報・啓発活動や交通安全教育を実施することにより、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

特に、高齢者や自転車利用者の交通事故が多いことを踏まえ、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、高齢者に対する交通安全指導や自転車利用者に対する正しい通行ルールの周知徹底に努めます。

また、交通秩序を維持するため、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化するとともに、重大事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導・取締りを推進します。

### 主な取組み

#### 1 人にやさしい交通環境の整備

高齢者・障害者等の交通弱者に配慮し、地域の特性に応じて、一方通行や指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するとともに、歩道の整備や段差改善、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備、信号灯器の LED 化、道路標識等の高輝度化の推進などにより、安全・安心な交通環境の整備を進めます。

#### 2 高齢者のための交通安全教育の推進

関係団体や交通ボランティア等と連携して、高齢者世帯の訪問活動や高齢者が集まる公民館等での出前型交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する福祉活動、各種の催し等の多様な機

会を通じた意識啓発を図るなど、高齢者自身が交通事故の当事者にならないことを心掛けるよう促します。

また、高齢者対象の安全運転講習を充実させる一方で、免許証の自主返納者に対する公共交通機関の割引制度のさらなる拡充を促進するなど、車を持たなくても快適に生活できる環境整備に努めます。

### **3 自転車に関する安全意識の向上**

自転車事故の実態を踏まえ、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育を実施し、自転車安全利用五則を周知徹底するなど、自転車利用者の安全意識とマナーの向上に努めます。

また、児童・幼児のヘルメット着用促進や、飲酒運転、信号無視及び乗用中の携帯電話使用等の、悪質・危険な違反に対する取締りを強化するとともに、交通量の多い場所でも安全に走行できるように、自転車通行環境の整備を促進します。

### **4 重大事故に直結する交通違反の取締り**

悪質・危険違反（無免許、速度、追越し、歩行者妨害等）や迷惑違反（駐停車、携帯電話、整備不良、過積載等）に重点を置いた指導・取締りを推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化します。

### **5 交通事故被害者支援の推進**

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

## 施策3 2 犯罪の起きにくい社会づくり

### 目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)
犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)	11.44件 (平成22年)	10.50件 (平成26年)
凶悪犯罪の検挙率	85.6% (平成22年)	100% (平成26年)
重要窃盗犯罪の検挙率	69.6% (平成22年)	70.0% (平成26年)

### 現状と課題

本県では、平成20年以降、毎年数値目標を設定して犯罪の抑止に努めてきたこともあり、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、今なお年間16,000件を超えており、その中には殺人・強盗等の凶悪犯罪も含まれています。

また、最近では高齢者が標的にされやすい振り込め詐欺や、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪が増加するなど、犯罪の悪質・複雑・多様化が進んでいます。

地域の絆が薄れて、地域社会が持っていた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも減らすためには、県民や事業所、自治体、警察等が協調体制を構築し、防犯意識を高めて地域を守っていくことが必要です。

### 取組みの方向

パトロールや検挙活動の強化と支援体制の整備などにより、犯罪の抑止と摘発に努めるとともに、県民自らが危険を回避できるよう、関係機関と連携して安全・安心に関する情報を積極的に発信します。

また、県民からの相談や要望に迅速かつ適切に対応し、犯罪被害の未然防止を図るとともに、暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みや、少年非行や学校における安全確保などを含む、子ども・女性・高齢者の安全・安心に係る諸問題への取組みなどを強化します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。

### 主な取組み

#### 1 警察活動の強化による犯罪の抑止

研修等を通じて若手警察官のパトロールや職務質問、鑑識の知識・技術の向上を図ります。

また、科学的捜査資機材・IT技術や情報通信システムの整備・活用などにより、迅速で効率的な捜査を行い、犯罪の抑止や事件の早期解決につなげます。

#### 2 多様な手段によるタイムリーで分かりやすい情報発信

ホームページやメール、マスコミを通じて、不審者情報など安全・安心に関する情報をタイムリーに発信します。

また、女性を対象とした護身術教室や子ども向けの安全教室の開催、高齢者世帯の戸別訪問による安全情報の提供など、関係機関等と連携しながら県民のニーズに応じて様々な手段を使い分け、効果的に情報を伝えます。

### **3 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築**

地域住民自らの手で安全な生活を守るため、自主防犯ボランティア団体の結成と青色防犯パトロール活動への参加を促進します。

また、罰則付きの条例としては全国で2例目の「愛媛県暴力団排除条例」の周知を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

### **4 犯罪抑止のための環境整備**

自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進、安全・安心条例の制定、スクールサポーターの導入など、犯罪抑止のための環境整備に取り組みます。

### **5 犯罪被害者支援の推進**

犯罪被害者や遺族及び被害関係者に対し、民間被害者支援団体と協働して、その意向に沿ったきめ細かな支援活動に取り組みます。



### 施策 3.3 原子力発電所の安全・防災対策の強化

#### 目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	- (平成 22 年度)	100%
原子力施設見学会等参加者数	509 人 (平成 22 年度)	640 人以上

#### 現状と課題

四国唯一の伊方原子力発電所の安全規制については、国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

また、原子力災害時の拠点となる県オフサイトセンターや、安全確認業務等の集約と現地における迅速かつ的確な対応に努めるための県原子力センターを設置しています。

東日本大震災における原子力発電所の事故において、E P Z が現実とかけ離れていたことが明らかになったことや、オフサイトセンターが活用できない状況になったこと等を踏まえ、これまでの原子力防災対策の根本からの見直しと、国が示す新しい原子力発電所の安全基準に基づく伊方原子力発電所の安全性の再確認が必要です。

#### 取組みの方向

伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期するとともに、四国電力株式会社に対し、伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、確認を行います。

また、原子力防災対策を実施する地域の拡大も含めた県地域防災計画の抜本的改訂を行い、関係市町等と連携・協力しながら、防災体制の一層の充実を図ります。

#### 主な取組み

##### 1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリングポストの増設等に取り組むとともに、異常事象の大小を問わず県が公表する「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

##### 2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力株式会社が実施する津波や揺れに対する安全対策を県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、松山市に移転された原子力本部との緊密な連絡体制の構築に取り組みながら、独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

##### 3 原子力発電所立地道県との連携強化

原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるようにするため、原子力発電所立地道県と連携・協力しながら、情報共有や原子力防災資機材の提供、職員派遣等の応援体制の強化に

取り組むとともに、国に対して原子力発電所立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針類の見直し等を求めます。

#### **4 避難路や避難港の整備及び避難計画の策定支援**

住民の避難等がスムーズに行えるように、伊方原子力発電所からの避難路（大洲・八幡浜自動車道等）や避難港（三崎港）の整備に取り組むほか、関係市町の避難計画の策定を支援するとともに、避難者の広域的な受入れが円滑に進むよう関係市町や隣接県等と連携を図ります。

#### **5 原子力防災施設・資機材の整備・更新**

伊方町に設置している県オフサイトセンターの代替施設の整備等について、国と協議しながら取り組むとともに、緊急時連絡網やSPEEDIの適正な管理・運用、原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害発生時に現地災害対策本部等が適切に機能する体制の構築を図ります。

#### **6 現実的かつ効果的な防災訓練等の実施**

原子力防災訓練における避難区域を広域化し、訓練への参加機関の拡大を図るとともに、地震等によって道路が寸断された場合の海路・空路を用いた避難を想定するなど、複合災害の視点を取り入れたより現実的かつ効果的な防災訓練や研修会を実施し、周辺住民の迅速な避難体制を確立するとともに、防災業務関係者の知識、技術の向上を図ります。

**基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり**

**政策 災害に強い県土づくり**

**目指す方向**

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、南海地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

**施策34 防災・危機管理体制の充実**

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

**施策35 災害から県民を守る基盤の整備**

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい



## 施策34 防災・危機管理体制の充実

### 目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
防災士の数	2,358人 (平成22年度)	4,000人
自主防災組織の訓練実施率	54.3% (平成22年度)	65.0%
県防災メールの登録者数	3,660人 (平成22年度)	30,000人

### 現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、毎年のように大雨による被害が発生しています。

東日本大震災における大津波では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

今後30年以内に発生する確率が60%程度といわれている南海地震も、本県に甚大な被害をもたらすと予測されており、東日本大震災で明らかになった課題への対応を含め、防災力の一層の強化が急務となっています。

また、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

### 取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の改訂を行うとともに、自助、共助、公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東海・東南海・南海の3つの地震の連動発生等による超広域災害に備えるため、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との広域応援体制を強化します。

さらに、県業務継続計画(県版BCP)の実効性の確保に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

### 主な取組み

#### 1 災害対応力と地域消防力の強化

災害対応資機材の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組めます。

さらに、県消防学校における消防職員・団員の教育訓練を充実するなど、地域消防力の強化に努めます。

#### 2 津波災害対策の強化

津波情報伝達体制の強化に取り組むとともに、津波に関する最新の知見等を踏まえ、市町が行う津波避難ビルや避難路等の確保、津波ハザードマップの作成及び津波によって浸水する範囲や水深の「見える化」等について、専門家と連携・協力しながら積極的に支援します。

### 3 防災情報システム等の充実

県民への災害情報提供や防災関係機関における災害情報の共有化と収集能力の強化を図るため、県防災メール、衛星インターネット、衛星携帯電話などの防災情報システムの整備・充実に努めるとともに、消防防災ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

### 4 広域連携の推進

今後、東海・東南海・南海の3つの地震が連動して発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組みます。

### 5 地域における防災力の向上

自主防災組織の核となり、市町が行う災害時要援護者支援においても中心的役割を果たす防災士の養成に取り組むなど、地域防災の要である自主防災組織及び消防団の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

### 6 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できるように県業務継続計画（県版BCP）に基づく体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

## 施策35 災害から県民を守る基盤の整備

### 目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県立学校の耐震化率	51.7% (平成22年度)	77.5%
警察施設の耐震化率	42.9% (平成23年度)	57.1%
洪水から守られる戸数	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸
海岸保全施設整備による防護面積	7,500ha (平成22年度)	8,800ha
耐震強化岸壁整備率	50.0% (平成22年度)	66.7%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	80.6% (平成22年度)	96.1%
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

### 現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況にあります。

また、東日本大震災における未曾有の津波被害を踏まえ、全国第5位の長さの海岸線を持つ本県では津波対策推進法に沿った津波対策の見直しが求められています。

さらに、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

### 取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南海地震など、大規模地震の発生に備えた、津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

### 主な取組み

#### 1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備、橋脚の補強等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

特に、台風等による洪水被害が発生しやすい肱川については、ダム建設や河川改修等により、治水対策を推進します。

## **2 公共施設等の耐震化の推進**

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化を推進します。

また、地震時の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めます。

## **3 災害復旧への迅速な対応**

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。